

「横断歩道 歩行者優先宣言」募集要領

1 目的

ドライバーの横断歩道での歩行者優先意識を徹底するため、事業者が「横断歩道 歩行者優先宣言」を行い、宣言書を事業所等に掲示するとともに、その内容を実践していただくことにより、社会全体で横断歩道での歩行者を優先する意識の向上を促していく。

2 対象（県内の事業所）

トラック、タクシー、バスの運輸・運送関連事業所などのほか、業務車両を所有する全ての事業所

3 宣言の内容

<p>横断歩道 歩行者優先宣言</p> <p>私達は横断歩道での交通事故ゼロを目指します 車両を運転中は</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 信号機のない横断歩道の手前では歩行者の確認と減速を行う 一 歩行者が横断歩道を渡ろうとしているときは横断歩道の手前で必ず止まる 一 横断歩道を渡ろうとする歩行者には手や目で合図して安全な道路横断を促す <p>これらを実践して横断歩道歩行者優先を徹底します</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>○○○○○○○○○（事業所名） ○○（役職）</p> <p>兵庫県交通安全対策委員会会長 兵庫県知事 齋藤 元彦 印</p>

※ 兵庫県知事との連名による宣言書となります。

※ 宣言書を事業所内の目につきやすい場所に掲示していただくとともに、所内での歩行者優先をはじめ安全運転を実践する取組を行っていただきます。

4 応募方法

(1) 兵庫県交通安全室への応募

兵庫県ホームページに掲載の賛同書（様式1号）に必要事項を記入（入力）していただき、応募先までメール又はFAXで送付してください。

後日、賛同書に記入されたご住所に、宣言書を郵送します。

(2) 警察署交通課窓口（交通総務係）における応募

賛同書をお近くの警察署へお持ち込みいただき、申し込むことができます。

賛同書をお持ちでない場合、窓口の警察官に申し出てください。

後日、警察署から宣言書をお渡しします。

5 募集開始日

令和3年12月1日（水）から

6 応募先

〒650-8567（固定郵便番号のため住所の記載を省略できます）

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部県民生活局 交通安全室（県庁2号館2階）

TEL：078-362-3879（直通）

FAX：078-362-4465

MAIL：kotsuanzen@pref.hyogo.lg.jp